

通 商 産 業 省、

平成 12・06・30 立局第 6 号
平成 12 年 7 月 4 日

各 通 商 産 業 局 長
沖 縄 開 発 庁 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 縿 知 事
社 団 法 人 全 国 火 葉 類 保 安 協 会 会 長
社 団 法 人 日 本 煙 火 協 会 会 長
社 団 法 人 日 本 火 葉 銃 砲 商 組 合 連 合 会 会 長

殿

通 商 産 業 省 環 境 立 地 局 長

火 葉 類 取 締 法 及 び 同 法 施 行 規 則 の 運 用 及 び 解 釈 に つ い て

上記の件について、火葉類取締法及び同法施行規則に関する国としての運用及び解釈を下記の通り定めたので参考まで通知します。

(1) 火葉類取締法の運用及び解釈について

第 45 条の 2 3 関 係 (指 定 完 成 檢 查 機 關 の 指 定 等)

複数の都道府県を対象とする指定完成検査機関の指定権者は、指定に当たって、当該指定完成検査機関の検査対象となる事業所を所轄する都道府県に対して検査を実施する事業所について通知するものとする。

なお、「他人の求めに応じ」に関しては、以下の点に留意されたい。

- (1) 当該指定完成検査機関が保有している火葉類製造所における製造施設及び火葉庫に係る完成検査については、当該指定完成検査機関が自ら検査を実施したとしても、その検査は本条の完成検査には該当しない。
- (2) 「他人」とは、別法人又は別人であれば差し支えなく、例えば、検査受検者と当該指定完成検査機関との間に資本関係があつたとし

ても「他人」である。ただし、両者の役員に同一人物が就いている場合には、第45条の25第3号の「公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」に抵触すると考えられるため、「他人」には該当しない。

第45条の25関係（指定の基準）

- (1) 第1号中「機械器具その他の設備」については、完成検査を行う時に調達できればよく、所有、借り入れの別は問わない。
- (2) 第5号中「必要な経理的基礎を有するものであること」とは、完成検査の依頼が一時的に急減しても、自力で経常経費等を賄える程度の経理的安定性をいい、例えば、累積欠損がなく、完成検査業務を行うための最小限の固定的費用を賄うに足る資産を保有していること及び完成検査の瑕疵に起因するトラブルが発生した場合にも当該トラブルに対し、自らの責任に応じて対応できる措置（財政的な備え、損害賠償責任保険への加入等）が講じられていることをいう。
- (3) 第6号中「その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適正かつ円滑な実施を阻害することとなること。」とは、例えば、当該指定完成検査機関が完成検査以外の業務を実施することにより、本来の完成検査業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと及び検査機関の経理的基礎が不安定になるおそれがないことをいう。

第45条の27関係

- (1) 第1項中「正当な理由」とは、手数料が未納の場合や、検査員数と申請検査数の関係から検査実施が不可能であることが明らかであることが客観的に証明できる場合をいう。
- (2) 第2項中「第45条の25第1号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第2号に規定する者に完成検査を実施させなければならない。」とは、検査員自ら機械器具その他の設備を操作するほか、検査員の監督の下で作業させることをいう。

(2) 火薬類取締法施行規則の運用及び解釈について

第8条関係（製造業者に係る軽微な変更の工事）

1. 変更の工事の範囲について
 - 第1項第3号の「変更の工事」とは、取替えの工事及び改造の工事をいう。
 - 許可及び届出を必要としない設備について
 - 作業台のほか技術基準に規定されていない設備の変更については、本来許可申請の対象でないため、火薬類製造営業許可申請書又は火薬

類製造施設等変更許可申請書（当該申請書に添付されたレイアウト図を含む。）の記載内容の変更となる場合であっても、許可及び届出を必要としない。

第14条関係（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事）
火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事についても、製造業者に係る軽微な変更の工事の運用及び解釈に準ずる。

第81条の11の2関係

1. 指定の区分について
指定完成検査機関の指定の区分は、第1項第1号から第3号までの3つの区分によることとした。
なお、一の者が二以上の区分の完成検査機関としての指定を受けようすることは当然可能である。

2. 指定の地域について
指定完成検査機関の指定の地域については、都道府県単位を最小単位とする。

3. 指定の範囲の限定について

第2項の「指定に係る業務の範囲を限る」とは、指定完成検査機関の完成検査の業務の範囲を限定して指定することをいい、具体的には、複数の区分の完成検査機関としての指定を受けようとする者の統括完成検査員の数による区分の限定を行うことをいう。
すなわち、複数の区分の指定の申請を行う者の統括完成検査員の数が、第81条の11の6第2項の「兼務」の基準に照らしても、統括完成検査員の数の基準を満足しない場合には、区分を縮減して指定を行ふことができる。ただし、指定の区分を縮減する際には、どの区分を縮減するかは申請者の意向を尊重すること。

4. 指定完成検査機関が指定を受けている区分、地域又は範囲を拡大しようとするときは、拡大しようとする区分、地域又は範囲について、改めて第81条の11の3の規定による申請を行わなければならぬ。

第81条の11の3関係

1. 指定の申請は事業者ごとに行うこととする。一の事業者が完成検査の業務を一の都道府県内のみにおいて行う場合は当該都道府県知事に、二以上の都道府県、かつ、一の通商産業局の管轄内で行う場合は、当該通商産業局長に申請すること。

2. 第4号イに規定する「その構成割合を記載した書面」については、出身団体別の役員の構成、株主構成及び出資の割合が確認できること。

3. 第4号ロに規定する「完成検査に用いる機械器具その他の設備」について、指定完成検査機関が所有し、完成検査に持参する方法もあるが、協力会社から契約により借り入れする方が合理的である場合も考えられるので、必ずしも所有でなく、借りであってもよいこととした。

ただし、指定完成検査機関は、借り入れの場合においても完成検査の実施に支障を及ぼさないよう機械器具等を確保し、また、機械器具等の信頼性についても確認しておくこと。

4. 第4号ハに規定する「完成検査を実施する者」については、完成検査員にあっては、申請者が雇用する職員又は第1項第4号への協力会社が雇用する職員であること。また、統括完成検査員にあっては申請者が常時雇用する職員（出向者を含む。）であり、かつ、当該指定完成検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職であること。

第81条の11の4 関係

第4号に規定する「その他製造施設等に応じて必要な機械器具その他の設備」とは、次に掲げるようなものをいう。

- ・（道路）こう配測定用）水準器
- ・温度測定装置精度確認用器具 等

第81条の11の5 関係

1. 「完成検査員」及び「統括完成検査員」の条件については、資格（製造保安責任者免状）の有無及び実務経験を重視し、一般的に適用されている学歴については、問わないこととした。

特に完成検査員の資格については、自ら機械器具その他の設備を操作し検査する者であることから、検査実務の経験のみの規定によることとした。

2. 「保安のための検査の実務」とは、製造施設の保安に関する検査実務をいい、例えば、火薬庫及び火薬類製造所における製造施設に係る保安のための自主検査の実務等をいう。

なお、実務経験の認定に当たっては、実際に経験した検査の内容及び経験の年数の実態を詳細に調査し判断すること。

3. 第1項各号における「通商産業大臣」については、第81条の11の2第2項の規定により、完成検査の業務の範囲によつて、その指定

権者が通商産業局長又は都道府県知事となるが、その場合においてかかる経験の認定を行う者は、通商産業局長又は都道府県知事である。

4. 「当該指定完成検査機関の運営に關し十分意見を反映しうる役職」とは、完成検査について十分な発言権を有し、その公正な実施を確保するための職務上の義務及び権限が明確に規定されている役職であることをいい、公正な意見が不当に取り扱われないような体制が明確化されている場合には、会社組織の意志決定機関である取締役会の一員である必要はない。

第81条の11の6 関係

1. 「統括完成検査員一名で完成検査を実施することができる事業所の箇所数」の基本的な考え方については、第1項各号において「事業所〇〇〇箇所」と規定しているが、この意味は、例えば、完成検査を実施する火薬庫を有する事業所が160ある場合、統括完成検査員の数は、「150事業所+10事業所」があるので、統括完成検査員は2名以上必要になるということである（一の統括完成検査員に二以上の区分の統括完成検査員を兼務させる場合は、2. 参照）。

2. 第81条の11の2の規定に基づき、複数の区分の指定完成検査機関としての指定を申請する場合、一の統括完成検査員が二以上の区分の統括完成検査員を兼務することなく第1項の統括完成検査員の数の基準を満たす場合の外、一の統括完成検査員が二以上の区分の統括完成検査員を兼務することで第1項の統括完成検査員の数の基準を満足させる場合があらう。（例（1）参照）

兼務の結果、雇用される統括完成検査員の実員数が、申請のあった二以上の区分の統括完成検査員を兼務することなく確保した場合の統括完成検査員の数を下回ることは認められない。（例（2）参照）
例えれば、三区分を申請する場合は最低3人の統括完成検査員が必要となる。

（例）

（1） 統括完成検査員の数の基準を満たす場合

完成検査の業務を行いう場所	統括完成検査員の配置
第81条の11の 2 第1項第3号火 薬庫を有する事業 所 160事業所	A

$= 150 + 10$			D (兼務)
第 81 条の 11 の 2 第 1 項第 2 号に 掲げる製造施設を 有する事業所 20 0 事業所 = 150 + 50 2 人必要		B (専任)	C (専任)

兼務することなく確認した場合 = 4 名 (2 人 + 2 人) ≤ 実員 4 名

(2) 統括完成検査員の数の基準を満たさない場合

完成検査の業務を行いう場所	統括完成検査員の配置
第 81 条の 11 の 2 第 1 項第 3 号火 薬庫を有する事業 所 160 事業所 = 150 + 10 2 人必要	A (専任)
第 81 条の 11 の 2 第 1 項第 2 号に 掲げる製造施設を 有する事業所 20 0 事業所 = 150 + 50 2 人必要	B (専任) C (兼務)

兼務することなく確認した場合 = 4 名 (2 人 + 2 人) > 実員 3 名

3. 統括完成検査員と統括保安検査員の兼務そのものは違法ではないが、兼務の結果、統括保安検査員に係る第 81 条の 11 の 18 の事業所の箇所数を加えたものを当該統括完成検査員に係る事業所の箇所数として、第 1 項の規定を適用し、かつ、申請のあった統括完成検査員及び統括保安検査員を兼務することなく確保した場合の総数を下回ることは認められない。

第81条の11の8 関係

第1号に規定する「特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと」とは、完成検査の業務を遂行するための方針及び手順が非差別的であり、運用も非差別的であることをいう。

第2号に規定する「取引関係、その他の利害関係の影響を受けないこと」とは、人的要因、営利的、財政的その他の圧力により適合性の実施を不公正にするおそれのある影響を受けないことをいう。

第3号に規定する「完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと」とは、例えば、指定完成検査機関並びにその役員及び職員は検査対象設備の設計、製造、輸入又は使用に直接関与しないことをいう。

第81条の11の12 関係

第4号の「手数料の収納の方法」とは、収納方法（現金、振り込み等の別）及び収納期日をいう。

第9号の「完成検査を行う際に携帯する身分証明証」については、様式の規定、都道府県知事の押印等の規定はせず、各指定完成検査機関任意のもので差し支えないこととする。

第81条の11の13 関係

「完成検査業務の一部を休止し、又は廃止」とは、第81条の11の2の指定の区分並びに地域又は業務の範囲を縮減して、完成検査業務を継続することを含む。

第81条の11の14 関係～81条の11の25 関係

指定保安検査機関についても、指定完成検査機関の場合の運用及び解釈に準ずる。

第81条の12の2 関係

1. 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定した記載事項は、火薬類取締法施行規則第43条に規定されている「完成検査結果報告書」の記載事項に準じており、帳簿は実質的に同報告書の写しで足りることとする。

2. 第1項第4号の「完成検査の結果」については、単に合否を記載することで足りるものとする。

3. 第2項の指定保安検査機関についても、上記の運用及び解釈に準ずる。